

優良な営業者への優遇措置

福岡県公安委員会では、過去10年以内に風営適正化法に基づく処分を受けたことがないなどの優良な営業者を特例風俗営業者として認定しています。

特例風俗営業者には、特例措置が設けられていますが、認定のためには、営業者の申請が必要です。

詳しくは、営業所を管轄する警察署へご相談ください。

優良な営業者への優遇措置

特例風俗営業者の認定

風営適正化法では、公安委員会は、過去10年以内に風営適正法に基づく処分を受けたことがないなどの基準に該当する風俗営業者を、その申請により、特例風俗営業者として認定することができることとしている。

特例風俗営業者には、

- 営業所の構造及び設備の変更は、事後の届出で可
(本来は事前承認が必要)
- 管理者に対する二回目以降の定期講習を免除
- 許可証の掲示に代えてマル優マークの認定証を掲示の特例措置が設けられている。

